

福島県と県内全市町村では、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。すべての従業員から特別徴収を行っていない事業者は、特別徴収への切り替えをお願いします。

※来年度から特別徴収を始められる場合、1月中に役場に提出する給与支払報告書の総括表に特別徴収希望を記載してください。

☎ 税務課

72-6932

家を建てたり 取り壊したりしたときは

家を建てたり取り壊したりしたときは、届け出をしてください。

固定資産税は、毎年1月1日現在、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に課税されます。

家屋の新築・増築などについては、登記情報などにより確認をしていますが、物置などの小規模な家屋についても、調査が必要となります。家を建てたときは、電話などでご連絡をお願いします。

家屋を取り壊した場合は、「家屋取壊届出書」の提出と現地確認が必要となります。1月1日

現在の状況で固定資産税が課税されますので、家屋を取り壊した場合は、早めに届け出をしてください。

☎ 税務課

72-6932

福島県最低賃金が 改定されました

福島県の最低賃金が10月24日から、時間額644円を13円引き上げて657円となりました。同日以降は、最低賃金法の規定により、改正後の最低賃金額未滿で労働者を雇用してはならず、同額未滿の賃金で雇用契約を締結した場合にはその契約は無効となります。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/>

犬や猫は責任を持って 飼いましょう

●捨てる犬・捨て猫が増えています。不幸な「子犬」「子猫」が生まれるのを防ぐため、「不妊・去勢手術」を受けさせましょう。

●犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか

▽犬を飼ったら、町民生活課で登録をしましょう。

▽生後91日を過ぎたら、年1回狂犬病予防注射を受けさせましょう。

●フンの後始末はしていますか

▽フンの処置に対する苦情が多くなっています。散歩のときは、ビニール袋を持参するなど、飼い主が責任を持って処理しましょう。

▽飼育場所の内外は常に清潔にして、虫や悪臭の発生防止に努めましょう。

●猫の「屋内飼い」をすすめていきます

事故防止のため、猫はできるだけ屋内で飼いましょう。

☎ 町民生活課

72-6933

戦後強制抑留者の皆さんへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、10月25日から始まりました。

●対象者は、戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。

●請求受付期間は、平成24年3月31日までです。

●当基金から請求書類をお送りします。まだお手元に届いていない方は、当基金にお電話ください。

☎ 独立行政法人平和記念事業特別基金事業部特別給付金担当(ナヒダイヤル)

0570-0591204

☎ IP電話・PHSから

03-5860-2748

●受付時間

平日午前9時から午後6時まで(土曜、日曜、祝日はご利用いただけません)